



消費者弁護士の肖像

山崎省吾

第9回（最終回）

やまさき しょうご…昭和28年姫路市生まれ。昭和59年弁護士登録。昭和60年「豊田商事事件」で豊田商事国家賠償訴訟常任弁護団員として消費者事件に関わる。平成11年「ダシニングモーター商法事件」で全国弁護団を主導。平成23年から25年まで先物取引被害全国研究会代表幹事。現在、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長。NPO法人ひまご消費者ネット副理事長など。

サイレント・マジョリティー（物言わない・大多数派）——この言葉は半世紀ほど前にニクソン元大統領がベトナム戦争に関して「物言わない大衆はアメリカ連邦政府を支持している」という意味で使ったらしい。この物言わない大衆というのは、まさに日本の消費者にも当てはまると山崎はいう。

だまされた消費者は被害回復を求めたり、再発防止のための立法を求めたりしてこなかった。もちろん例外はあるものの、消費者被害に遭った多くの人たちは泣き寝入りしてきた実態がある。

消費者庁『平成29年版・消費者白書』によると、平成28年度、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に寄せられた相談件数は約90万件。そこで、消費者庁が行ったアンケートでは、消費生活センターなどへの相談はトラブル経験者の7%という結果がでている。つまり、90万件は氷山の一角でしかなく、残り93%は物言わない消費者だと言えなくはない。

山崎は、そうした“泣き寝入り”する消費者を無くすことこそが、消費者弁護士としての使命だと考えている。

消費者パワーのリバイバルを

泣き寝入りを未然防止する手段として、不招請勧誘規制が有効であることは前回ふれた。山崎には同規制導入へ向けた運動に加え、もう一つ実現したいことがある。それは「兵庫県モデル」構想である。今年4月、山崎が兵庫県弁護士会消費者保護委員会委員長に就任したのもそのためだ。

「まずは兵庫県の消費者保護委員会のパワーアップに努めた

い。これまでの経験を生かして、兵庫県弁護士会や兵庫県司法書士会、ひょうご消費者ネット、県内消費者団体や他の消費者団体、県および県内市町村の行政機関、県内選出の国会議員を含む各政党、コープこうべを中心とする消費者意識の高い団体や企業、消費者問題を専門とする学者……これらが連携・一体となって消費者被害を撲滅する。弁護士会がこの六つの主体を結合させる『糊』にならねばならない。そのためには弁護士会の消費者保護委員会が、行政や消費者団体などからもっと信用されることが必要である」と山崎は語る。

消費者を泣き寝入りさせないために六つの消費者勢力が団結する。そんな動きを兵庫県レベルで果たしていきたい、というのが山崎の構想だ。かつて消費者行政の先進地として注目を浴びた兵庫県。その地から再び新たな消費者パワーのリバイバルを描いている。

講演活動で山崎がよく口にするフレーズは「消費者なめとつたら、あかんで!」。政治家に対し、行政に対し、事業者に対し、その言葉は発せられる。「消費者を侮るとたいへんなことになる」。そんな意識が消費者を取り巻くステークホルダーに根付かなければ、真に公正な社会にはならないのだと。

「私は何のために弁護士になったか」。山崎は今なおそう自問するそうだ。法務サービス業のプロであることはもとより、悪質商法の無い世の中をつくるために社会正義の実現を目指す。山崎は言う。「それは自分ひとりではできないものではありません。次代を担う若い弁護士に期待しつつ、その人たちに志を引き継いでいきたい」。

（写真・文・原田修身）